第 6 回 苫小牧市行政改革推進審議会　議事録

---

1. 開会

事務局：お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから行政改革推進審議会を開催させていただきます。本日の審議会は、１時間程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。また、前回と同様に録画配信とさせていただきますので、あわせてご了承いただきたいと思います。

なお、本日、松尾委員、原委員、原田委員、一関委員からご都合によりご欠席とのご連絡を頂戴しておりますのでご了承願います。

また、会議資料ですが、事前に送付させていただいておりますが本日追加資料をお配りしておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして関根会長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

---

2. 会長挨拶

関根会長：皆さんこんにちは。今日は、お忙しいところ審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。次第にも出ておりますが、今日の会議は、新聞等でも一部報道されておりますけれど、現在市で検討を進めております使用料と手数料等の見直しについての議論と議題ということになっております。市の担当部局からご説明をいただきますが、委員の皆様には、その説明をお聞きいただいた上で、それぞれの観点から、ご意見あるいは内容に対するご質問含めて頂戴できればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。本日も忌憚なくお話できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。それではここからの議事進行につきましては、関根会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 議題:使用料・手数料等の見直しについて(事務局説明)

関根会長: それでは、今日議題となっております、使用料手数料等の見直しについてということでございます。まず事務局からご説明をお願いいたします。

事務局: それでは資料 6-1、使用料手数料等の見直し案についてご説明させていただきます。資料の 2 ページを御覧ください。

資料 1、使用料手数料等の見直し案の概要についてでございます。市では公共施設の貸し出しや証明書の発行など、特定の利用者のために行う行政サービスにおきましては、受益者負担の考え方を取り入れております。これは、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、施設の維持管理やサービスの提供に要する費用の一部を利用する方にご負担いただくという考え方です。本市では、平成 18 年度以降、全体的な料金の見直しを見送ってまいりましたが、本市の状況に記載のとおり、物価高騰や人件費の上昇により、施設の維持管理等に要する経費は、平成 22 年度の約 16 億円から令和 8 年度の約 22 億円まで増加しており、この増えた約 6 億円分は市民の皆様から納めていただいた税金で補っている状況となっております。こうした状況を踏まえ、利用する方と利用しない方との負担のバランスを考慮するとともに、将来にわたり安定した行政サービスを提供し、安全安心な施設環境を維持していくため、今回、使用料手数料等の見直しを検討しております。

次のページをご覧ください。料金改定の基本的な考え方についてご説明いたします。初めに、基準年度と直近の決算額または基準管理費を比較し、増加率を算出いたしますが、利用者の急激な負担とならないよう配慮し、増加率はプラス 10%を上限としております。次に算出した増加率を現行料金に乗じて得た額を現行料金に加え、100 円単位に切り上げたものを改定後の料金として設定いたします。ただし、この基本的な考え方で算出した場合に、他市と大きく乖離する場合や類似施設とのバランスが崩れるなど、施設や手数料ごとの状況も総合的に考慮し、状況に応じて別途適切に料金を設定してまいります。なお、指定管理者制度導入施設につきましては、原則として、指定管理者の更新時期に合わせて改定を行ってまいります。また、行政財産使用料につきましては、営利目的で使用する場合の料金を新たに設定することとしております。今回改定の対象となるのは、コミュニティセンターや体育館などの使用料が 45 施設、住民票の発行など手数料が 323 項目となっております。

続きまして、今後のスケジュールについてご説明いたします。10 月 9 日から 11 月 7 日までパブリックコメントを実施するとともに、同じく 10 月 9 日から 10 月 30 日まで

市民アンケートを実施いたします。これらの内容につきましては、市のホームページや公式 LINE により周知しております。また、市民説明会につきましては、市役所本庁舎とのぞみコミュニティセンター、沼ノ端交流センターの 3 ヶ所で、それぞれ平日 1 回、休日 1 回の合計 6 回開催いたします。その後、パブリックコメントや市民アンケートでいただいたご意見を取りまとめ、12 月議会に改定案を提出し、翌年 4 月 1 日から新料金を適用してまいりたいと考えております。

次のページをお願いいたします。
（中略：各種一覧や他市比較、温浴施設、コンビニ交付、行政財産使用料等の詳細説明については資料準拠）

簡単ではございますが、資料等の説明は以上となります。

---

4. 質疑応答・意見交換

関根会長： ありがとうございます。今ほどこの使用料と手数料の見直しにつきまして事務局からご説明いただきました。多岐にわたる内容ですが、今の説明ちょっとわからなかったこととか、あるいはこのペーパーをご覧になられて、もう少し確認をしておきたいこととか、ご質問ご意見等いただければと思いますがいかがでしょうか？

奥村委員： ご説明ありがとうございました。ちょっとわからなかったところをお尋ねしたいんですが、基準年度っていうのはこれいつのことになるのでしょうか。

事務局：基準年ですよね。この増加率の基準年は基本は前回料金改定を行った後の調査になりますけども、平成 22 年ですね。その後に出来上がった施設ですとか、その後に指定管理者制度を導入した施設まではさかのぼって一番古い年度となりますので、全てが平成 22 年ではないところでございますが、ほとんどが平成 22 年です。

奥村委員：あと、例えば 2 ページのこの図なんですけど、ピンクのところですね。令和 8 年に、利用しない人が多くて…これ右が増えてるように見えちゃうので、このピンクのところいらないですね。増やす必要はないんじゃないですか。

事務局：図の見方ですが、緑の部分が実際 16 億から 22 億円に増えています。料金改定をしないので、実際に利用する方という黄色い部分は 22 年も令和 8 年も変わっていません。

奥村委員：ということはですね、どうやって賄っているのかということになりますと、利用しない方も含めた税金で全部賄っている状況で。「利用しない人が増えているから足りない」みたいに見えちゃうような気もします。なのでこの「利用しない方」は取ってしまった方が綺麗ですねというふうに思ったのが一つ。

もう一つは、4 ページの指定管理者のところが、1、2、3 に分けてあるんですけど、これ指定管理者は中で二つに分かれるだけではないでしょうか？2 種類の指定管理者がいるというふうになりますか。

事務局：三つに分けている部分ですが、一番目のところは市が直営で管理している施設という意味です。2 と 3 が指定管理者が管理している施設ですが、指定管理者が管理している施設の中にもですね、今改定しようとしている使用料を、直接指定管理者が受け取る施設と、管理は任せているけれど入ってくる使用料を市に納めてもらう施設とあります。その市に納めてもらう施設が 2 で、指定管理者の収入として受け取る施設が 3 というような表現にさせていただいておりました。

奥村委員：これだと指定管理者が 2 種類みたいに見える。指定管理者が一つであって、中が二つに分かれるという方がわかる。あとですね、全体的に見ると 10%の上限と言いながら 2 倍、100%になってる項目もあると。そういうところは先ほどのご説明でいくと他市のバランスとか、施設とかいろいろあると思いますが、その辺の見直しなどが 1 点と、もう一点は、16 億が 22 億 2000 万、37%ぐらい管理費が増えたことになると思うのですけど、これ一つ一つの項目を見たら、100%ぐらい増えている項目もあったり、そこも一律同じように上げていくっていうシステムになってますので、そこは上げなくてもいいんじゃないのっていう、そういうふうなケースバイケースっていうふうなことはあり得るんですか。全くそれはないんでしょうか？

事務局：今回使用料の見直しっていうのは上限 10%ということで、増加率が 10%以上のものは 10%で計算させていただいてます。もちろんそれ以下の施設もございます。そういうところで例えば 8%だったら 8%として計算しています。あとは増加がほとんどない施設っていうのは今回改定を見送った施設もございます。

奥村委員：それで 2 倍、100%アップのところもあるとですね、2 倍っていうところが多分先ほど説明した中にあったのかなと思うんですけども、基本的には増加率を 10%で 100 円単位に切り上げということになりますので、元の料金設定がすごい少ないところはそういうケースも出てくると、それはわかる。例えば、何でしたっけ…温浴施設の方だったと思うんですけど、1,000 円が 2,000 円になってたり。

事務局：それはですね、1,000 円っていうのは 100 円券を 10 枚の回数券のものだったので、200 円掛ける 10 枚で。

奥村委員：あと、義務教育の小学校ですらですね、淘汰されていく時代なんですけども、結局、この原因究明をする一つの理由としてですね、利用者がいない、そこに費用対効果で赤字が生まれているというようなことも原因は考えられないんですか。利用料金を一律に全部上げるのではなくて、入らないところは切っていくというふうな方針、方向性みたいなことは考えないと。

事務局：それは公共施設を廃止するという意味でしょうか？

奥村委員：そうです。小学校ですら淘汰されていく時代ですから。義務教育ですらそういう時代ですから、余暇の利用について、ただただ上げるっていう方向性だけではなくって、本当に必要なのかという見直しを原因を追求することによって、そういうのはないのかなっていうちょっとお尋ねです。

事務局：今我々、使用料手数料の見直しを今回議題として出させていただきましたが、公共施設の面積規模を適正化するという計画も持っています。その中では施設の統廃合なども検討していますので、今いただいた意見を貴重なご意見として承りたいと思います。

奥村委員：一市民としては、市役所お前もかみたいな。いわゆる一般の、総務省が出しているので言いますと、給料は 2%しか上がらない。でも物価は 3%なんだよ、ということは、赤字なんですよ。そこでやっぱりそういうときだからこそ公共料金は、逆に安くてもいいぐらいのタイミングだとは思うのですが、それもやっぱり一律上げるのかみたいなところが、一丁目一番地の意見ですが。

事務局：ありがとうございます。今回は受益者負担の考え方というところで、一部の特定の方が利用する部分を、上がった分を一部負担していただきたいなというところに則っている考え方の改定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

関根会長：他に、はい、畑中委員お願いします。

畑中委員：料金についてなんですけども、受益者負担という基本的な考え方には、私としては賛成だなと思っているのですが、今回の資料だけでは、施設ごとのその利用者数とか、使用料収入っていうんですかね、その収入とか市の負担額っていうのがわからないため、本当にその料金が正しいか適切なのかっていうのが非常に判断しにくいなって事前に資料をいただいて拝見してるとそう感じました。あと市内市外料金の

違いとかですね、あと小・中学生は無料な施設もあれば料金設定があったり、施設によって考え方の違いがありますと。料金をいくらにするかっていう議論の前に、誰がどれだけ受益して、誰がどれだけ負担するのが適切なのかっていう、公共施設全体の共通する基準を作る、整理する方が重要なんじゃないかっていうふうに考えておりますというのが 1 点なんですが、お答えいただけると。

事務局：基本的には小・中学生の施設利用は無料になっております。あと今ご意見いただいた公共施設の収益のバランスっていうところだと思うのですが、なかなか導入した当初はですね、どれぐらいの費用に関してこれぐらいの料金が適正なんだろうかっていうところ設定しているものなんですが、ちょっとその後ですね、あの料金はもう長年 20 年ぐらい見直してこなかったっていうところもあってですね、ちょっとそのバランスっていうのは大きく崩れちゃってるみたいな、そのような状況になってますので、ご意見いただいてですね、どういうような方法がとれるかっていうところは検討しなければならないなとは思います。

畑中委員：利用者数とか、受益者負担の原則とまでは言わないのかもしれませんが、受益者負担の考え方に則るならばということが前置きとしてあるじゃないですか。なのに利用者数とかがわからないと、誰が何を受益しているのかっていうのはわからないので、新聞報道でもありましたがパブリックコメントとかありますけども、そこを突っ込まれたときに答弁に困るのと、私みたいなのがいたら絶対突くよなっていうことなのと、あともう一点、料金の改定のタイミングなんですけども、何でこのタイミングなのかっていうその説明根拠みたいなのがもう少し明確であってもいいのかなって考えているのと、改定を遅らせるとその分は市の負担がずっと続いてしまう、つまりはその市民全体の税負担が増えていくことが継続されると。

　一方で、今改定しても、例えばですよ、ルールがなければ、今後の例えば物価高、人件費のそのインフレみたいなところをちゃんと網羅的にルールがないのに、いやあったのかもしれないですけど運用されてないってことはルールがないのと一緒だなっていうふうに思っているので、一番遅くて 5 年後とか、5 年 6 年後とかありますけど、この料金で行くぞと言っても 5、6 年後にその料金で本当にいいのかっていう問題が再燃する可能性は十分あるなというふうに思っているので、今回料金を決めるだけじゃなくて、何年ごとに何を基準に見直すのかっていうルールまで決めていくことが行政改革としては重要なんじゃないかっていう、一委員としてはそう考えましたということです。ありがとうございます。

事務局：これまで約 20 年間改定してこなかったっていうところは事実ですけども、ちょっとですね、5 年のサイクルでどれぐらい上がってるかっていうところの検討はしてま

いったところになります。大体今後もですね、5 年ごとぐらいでの見直しというか、調査検討は必要になってくるとは思っています。ただその際に見直しするかどうかっていうところはですね、そのときの都度の判断になってくるのかなと思います。ご指摘いただいたルール化というところですね、これはちょっと検討したいなと思います。

畑中委員:そうですね、今回 6 億だから見直そうかってなったわけですよね、きっと。でもその手前に 4 億のときもあったし 3 億のときもあったってことですよね。6 億はさすがにまずいんじゃないのっていうのが正直あって。だからそれがある種ルールが決まっていても運用されないんだったらもう 1 回再設定をすることが行革なわけなので、価格改定をどうやって今後も決めてくかっていうタイミングもそうですよ、さっき言ったインフレ系もちゃんと見ておかないと、もう 1 回やらなきゃいけないよねとかになりますよねということです。

あともう一点補足ですが、小中学校の料金の云々っていうのもあったと思うのですが、市内市外料金もあったりとかですね、市内市外での料金の違いがスポーツ施設なんかあるんですよ。営利非営利、あと入場料を取る取らないとか。なんかそういうのわからないですよね、正直。これいくらなんだけどこの場合どうだったっけとか、そういった大きな枠というか基礎規則性みたいなのを設けて公共施設の運用に役立てた方がいいのではないでしょうかというところも併せて伝えておきたいと思います。

関根会長:結局 2006 年から 5 年ごとってことですから、今から言うと 2026 だから 5 年前だと 2021 年には一応そういう検討はされたっていうことですよね。ただインフレが始まってるのが 2022 の半ば以降ということですから、それまでデフレ傾向の中で行政として、市内いろんな料金も上がってない中で上げていくっていうのはちょっと控えようというか、そういうお考えもあったということですかね。それがここのインフレもあって、我々みんな苦しいと言って欲しいというところかもしれませんけども、マクロで見た施設の維持管理費、維持管理費ですから、その施設を動かすために必要な経費ということですよね。マクロで見た維持管理費だけでもその 6 億ぐらい増えていると。施設が赤字かどうかっていうのはおそらく考えれば全部赤字のところを補填しながらやっておられるということだと思うんですけども、その増加分っていうのはかなり大きくなったんで、今回算定してみるとどうしようかということなんだと思います。

ただいま畑中さんからお話あったように、やっぱりなぜ今やるのかっていうのはちょっとよくご説明した方がやっぱり市民の方もですね、奥村さんからもありましたけども、全体上がる中で、全体上がるから上げざるを得ないっていうのが一つとしてあるとは思いますけどね、なんで今のタイミングなのかというようなことと、あとこれから先をどうするのかっていうのは、やっぱり 2%ぐらいのインフレがほぼ常態化してくるっていう

ふうに金融界というか経済界の方でも認識しているんだとすると、やっぱり 5 年でその分累積して上がってくるということになると思いますので、全体の管理費をどういうふうに賄っていくのか、5 年後にどうするのかっていうようなことは、ある程度やはり方向性として今回出すかどうかはともかくですね、考えておいて、方向性もある程度出しておくっていうのが誠実な対応なのかなという気もいたします。

はい、その他ございますでしょうか？はい、工藤委員お願いします。

工藤委員：すいません。先ほど奥村委員が言われたとおり、市内市外の料金設定ってやっぱり、ここの施設を維持してるのは市税なので、市の人が払ってるわけで。そしたら市外から来た人はどうするのって、何も払ってない、同じ料金で使う。それはやっぱりこの一番最初にうたっている、利用する方と利用しない方も含めて、まるっきり出ている。そういうのをやっぱりしっかり見据えて、そこからまず初めから直していかなきゃならないんだろうと私は思います。

それと、指定管理者の維持管理費用っていうのは、人件費と建物にそれぞれ使っているのか、どういうものに維持管理費が使われてるかっていうのを。建物の修理だけなのか、管理者制度の人件費も払っているのか、その辺はどうなんですかね。

事務局：指定管理者制度で施設をお任せしていますので、もちろんその間を運営する経費ですので人件費もあれば、例えば館を清掃する委託料があったりですとか、あとは大規模なものは市の責任で直すような形になるんですけども、基本的にあの経年劣化してちょっと直すとかっていう経費も全て含まれています。

工藤委員：そうすると人件費が上がったっていうことの割合になるんですかね。この割合がちょっとわかんないんだよね、どこがどういうふうにどのぐらいの割合が上がったのか。例えば人件費がかかったのか、修理費が上がったのか、その辺はやっぱりちょっと割り出してもらわないと、なかなかこの値上げということに関してはやっぱりアレルギーがありますよね。

それとあと稼働率の問題、各施設において稼働率相当悪いと思うんですよ。市民文化ホール？60 パーぐらいで稼働しているわけですよね。そこの原因って何なのっていう部分をね、やっぱりしっかり押さえて、稼働率をやっぱり考えていかなければ、これ値上げしたとしても利用者が減っていけば収入が上がらないですよ。稼働率悪くなると思いますよ、当然。新聞報道によると値上げによってね、4,370 万円しか利益増えないでしょ。6 億増加してるのに、たった 4,370 万って、何があるかっていう形にならないですか？例えばこれが 5 億増加しますとかっていうなら話はわかるけど、4,370 万

しか増えないのに、それだったらもっといいやり方ってあるのではと思うんですよ。例えば先ほど言われた施設の縮小とかね、そういう部分はあるかと思うんです。そういう部分から先に見て、最終的にその料金改定に至りますかっていうのはわかるけど、もうここに出て全面的にも料金改正しかないんだよね。それだと市民の皆さんと私、納得できないと思うんですよね。上げるにしても、何十円単位でないんだよね、100 円単位なんだよね。でも他の市から見ると、やっぱり何十円単位っていうのはあるんだけど、それがなんで何十円単位じゃダメなんだ？そこを聞きたいんですね。

事務局：まず、増加率の中にはもちろん人件費が上がっている部分もありますし、これは民間の賃金も上がっていますので、例えば各種その清掃を委託するとかっていうのも労務単価っていうものも上がってきてます。そういうのもいろいろな要素が含まれてこの増加率っていうところで、ご指摘いただいた通りですね、それぞれがちょっと表現していないものですから、わかりにくいっていうところは確かに。あと、稼働率ですね。施設の稼働率っていうところで、それぞれ指定管理者制度を導入しているような施設については、どのぐらいの利用者がいてどれぐらいかかってるっていうのは公表させていただいてるんですけども、この資料の中には稼働率等を出していないような部分もありますので、それはちょっとわかりにくいところで反省したいなと思います。

公共施設の統廃合のお話につきましては、おっしゃる通りで、今見直しをかけさせていただいているので、できるだけスリムな形で、人口も減ってきてますしっていうような考え方で取り組みを進めさせていただいてます。10 円単位のところにつきましては、もう各種券売機等々も入っていますし、10 円単位にすることで、つり銭用意の効率化っていうところと、お客様との効率的なやり取りができるように、一応 100 円単位を基本にということで苫小牧市の場合は考えているところです。

あと 4,000 万円程度というところですけれども、もちろん増加した分の全て料金に反映して 6 億増収するような取組という考え方もあるかとは思うんですけども、そうなってしまうと、利用者さんに相当な負担増をお願いしないとだめな部分が出てきますので、今までも受益者負担というのも一部の部分で税金で賄ってる部分と利用料で賄ってる部分っていうのはございます。あと市外の料金の分、そこはちょっと検討をしていかないとだめかなと思います。ご指摘いただいた通り、苫小牧市の市民の皆様に納めていただいた税金というところが投入されていますので、市外の料金区分を設定するっていうのも一つの考え方と思います。

会長：いくつかちょっと議論を分けなきゃなんないところもあると思うのですけれども、やっぱり稼働率を上げて施設の収入を上げられるようにしていくと。それはもう運営者の方はどういう取り組みをしていくかっていうことですけども、それは基本的に指定管

理の場合は指定管理者がどういうことをするかっていうことになるんでしょうけど、市としてもそこはしっかりコミットしてやっていくなり何なりしながら、施設全体の採算を上げていく努力を一緒にやってくみたいなことなのかなというふうに思いますし、あと統廃合とどっちが先だっていうのは、できない部分を先にやっちゃって、あと残ったものでどうするのかっていうことも考え方の一つとしてはあると思います。現在いろいろ、1人当たりの面積をどうするのかっていうことで検討を進めておられるということかと思いますし、なかなかその公共施設の統廃合自体になると、かなり踏み込んだ対応になってきてしまって時間もかかるということなんだと思います。ですからその間できるだけその手立てを図るとすると、料金の見直しということが先に来るのかなということなんだと思いますが、今の工藤委員のご意見、いくつかポイントをついておられるというかですね、今後の議論の中でもいろいろ出てくることかと思いますのでぜひご参考にしていただいて今後の検討の中で進めていただければなと思います。

中田委員：3 ページの 3 番について二つ質問させてください。パブリックコメントは市民の意見を聞く予定があることですが、周知方法といいますか、私いろんなパブリックコメントを見るようにしているのですが、集まるお声が数件というのも結構あるので、この見直しに関しては多分今使っていらっしゃる方が伝えたいことがたくさんあると思うので、その方たちがそこに声を上げられるような形が望ましいと思いますけれど、どのような周知方法を予定されているのかお聞きしたい。あと、市民説明会を予定されていて曜日や日曜日も祝日にも開催ということで、すごくいろいろ工夫されているのかなと思いましたが、開催時間についてお聞きしたいのと、そこの現地開催のみなのか、その開催した様子を録画してそのとき参加できない方にも情報を届けるシステムが予定されているのかお聞きしたいです。

事務局：まずパブリックコメントですが、もちろん市のホームページにも載せていますし、苫小牧市公式 LINE で登録していただいている方に LINE でお知らせする機能があるんですけども、そちらでもお知らせさせていただいてるところと、あとは市役所だよりというところで周知させていただいております。確かに委員のご指摘のとおり、多分これに限らずですね、パブリックコメントってなかなか集まりにくい部分がございますので、そこの意見っていうところをお聞きしたいなという考え方からですね、今回市民アンケートということで、同じような周知をさせていただいて、誰でもホームページ上で回答できるような方法取らせていただいているのと、あとはですね、今まさにちょっと発送の準備をしているんですけど、明日付でですね、郵送で 2,000 人の方に無作為に選んだ 16 歳以上の方に郵便でも送らせていただいております。

市民説明会ですが、今回の考え方としてはちょっとより丁寧に周知をさせていただいて、いろんな方の意見を伺いたいなと私どもも思ってます。市内で言うと、この庁舎

中心部と、あとは西部と、あと沼ノ端交流センター、東部と各ですね、3 地区で 2 回ずつやらせていただいています。市役所の本庁舎が、第 1 回目が、実は明日夜 18 時から、2 回目が平日なかなか来れない方もいらっしゃると思いますので、10 月 18 日日曜日 14 時から開催いたします。次、西部地区ですけども、1 回目が 10 月 12 日、こちらの日祝日になってますが、16 時から、2 回目がですね、15 日木曜日なんですけど、こちらは 14 時から開催させていただきます。東地区の沼ノ端交流センターですが、こちら実は昨日 1 回目開催しまして、7 日の 18 時から、2 回目が、同じく祝日なんですけども、12 日の 10 時から開催というような形を取らせていただき、できるだけ、いろんな市民の方にいろんな意見をいただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

あと動画の配信ですが、市民説明会に来られない方もいらっしゃいますので、説明会の様子を、資料をつけて動画で説明するっていうような形式を取らせていただきますので、そちら YouTube で配信させていただきます。

中田委員：ありがとうございます。今のご説明をお聞きして一つ意見として提案させていただきたいのは、その施設の入り口に「QR コードから」とか「価格が上がります」「今、意見を集めています」っていうようなぱっと見てわかるようなものがあるといいのかなと思いました。ありがとうございます。

会長：やっぱり利用者に直接影響が来ることでございますので、より市民の方に寄り添った対応ということが必要かと思います。その辺はちょっとやり方工夫できることをしていただいてというふうに思います。建設的なご意見をいただきありがとうございます。他にございますでしょうか？

久保田委員：今いろいろな皆さんのこの場でもこれだけのご意見が、非常に有意義な部分があったのかなという気がしております。当然財政上の問題もあると思いますので、いろいろあるでしょうけども、行政としての取り組みの中で最優先としてどこを多分持っていくのが重要なのかと。それによって市民の皆さんがどういう形の目的ですとか果たす、なんていうか具体的な理由・目的で、未来・将来に向かってどうなんだっていう、その全体像がより市の方に丁寧に見える形にしていただけると、これによってどういう未来が見えるっていうところが、もう少しこう見えてくるような何かがあればですね、より皆さんにも理解を得られるのかと思って、そこには本当に今会長がお話いただいたように、丁寧なやはり市民の方々が日常により利用されている方にしてみれば、今のこの物価上昇とかいろいろなものを含めると、なかなか厳しい面があるのかなという気がしましたので、特に非常に丁寧な形での皆さんのご意見をお話聞かせい

ただけたなという気がしておりますので、ちょっと私は感想という意味ではありますが。そういった部分で最優先の部分もこういうご検討いただければなと。以上です。

関根会長：他に。斉藤委員お願いします。

斉藤委員：使用料手数料の見直しということですが、こちらに料金改定時期予定とか、あと指定管理者制度の導入とかはありましたけれども、今聞いておりますけれども、やはりそういったことがちょっと先の方に行ってですね、きちんと市民の方の声とかを控えてから、そういったことをなんていうんでしょう、前後の形が何かうまく市民の方には伝わらないのではないかと思うんですね。私、一市民としてそう思います。もっと、何ていうんでしょう、こういうふうに何月に何年の何月にしますとかっていうふうに決められているのではなくて、やはりきちんとなぜ今の時期にこういうふうにしてやっていかなければならないのかとか、そういったことをそして、料金だけが先行して市民の、いろんな思いですね。そういったことも含めて考えて、考慮して、こちらの方の考えも考慮して、やはりこういったことっていうのは進めていってほしいなと思っております。以上です。

事務局：ありがとうございます。今、貴重なご意見、この場もそうなんですけども、市民の説明会ですとかアンケート調査これをですね、十分に聞いた形で、条例改正で料金の改定案としていきたいなと思いますので、貴重なご意見ありがとうございました。

関根会長：今、これから実際検討されるということで、事務局として出されている案ということです。これを見て市民の皆さんのご意見もお伺いするし、それに則って条例化して、市民の代表である議会の意見を聞いた上で最終的には決定するということですので、斉藤さんからお話あったとおり、やっぱりなぜ今こういうことをしなきゃなんないかとかですね、やっぱり市民の皆さんにもしっかり知っていただいた上でやっていくことが大事だと思いますので、決め打ちではないということで、理解をしておけばよろしいかなと。他に。はい、どうぞ。

栄田委員：私は利用しない方に入るんですよね。あまり利用されてないので、この増加分、私知らないうちに税金で使われてたんだなと思って。

事務局：やっぱり使う方の意見っていうのと、あまり使われない方の意見、その分自分の払っている税金がこういうところに使われているっていうような状況もですね、今回お知らせして、双方の意見を伺いたいなと思っています。税負担がこっちにっていうことになる分ですね、その分他のサービスにっていうことの考え方ももちろんございますと思いますので、貴重なご意見ありがとうございます。

栄田委員：私は別にそんな、使われてる人たちが気持ちよく使ってくれたらいいなと思っております。

関根会長：何か対立構造みたいなものだと思うんですよね、使う人と使わない人で云々というふうに一応これこそ切り分けてありますけども、使われる方が費用負担している部分が、今のところはだいぶ少ないっていうことですよね、逆に言うとね。だからそれをいただくことによって、全体のバランスを取るところまではいきませんが、もう少しご負担をいただいて、市税なり何なり、もう少し違う部分に使われるものは 3,000 万円から 4,000 万円ということですけど、使っていきましょうということですから、その点はしっかりやっていかなきゃならないというふうには思います。よろしいですか。

皆さん一応一巡されたので、全体まとめというか。一つですね、まず畑中委員からもありましたが、受益者負担をある程度させていただくという考え方は、一定の理解はあるのではないのかなというふうに思います。ただその上でなぜ今これをこのタイミングでこういうことをしなきゃならないのか、あと今後どうなるのか、これ他の皆さんからもありましたけども、その辺やっぱりこれからに向けてですね、示していくということが大事ではないのかなと。それをしていく上で、やっぱり背景となっている事情ですね、しっかり説明していかなきゃならないと思うんですね。例えば先ほどお話ありましたが、16 億から 22 億に増えて 6 億増えてるんだけど、6 億って一体何なのという、16 億がそもそも何なのっていうこともあるかもしれませんけども、何がどう増えてこんなになっちゃってるのかと、それって本当に正しいのかって、なかなか難しい問題が出てくるかもしれませんが、少なくともそのなぜ増加してきてるのか、その辺はその最近のものなのか、従来からあったのかとか含めてですね、より丁寧なというか精緻な議論が必要なのかなというふうに思います。

あとは、それとはちょっと切り離して考えるってした方がいいと思いますけども、公共施設全体の取り扱いをどうしていくのか、これちょっとタイムスパンが少し違う問題だと思うんですね。ただ、これから人口減少していくので、その中で市の財政の中で持っている施設をこの間とするのかっていう話もね、ありましたけれども、市民の利便性を損なわずにどういうふうに考えていくのか、縮んでいく中でというようなことは、もう少し大きな哲学持ってやっていかなきゃなんない議論だと思いますので、そこはまた別に切り分けて考えた方がいいのかなというふうに思います。

あとちょっと戻っちゃいますけども、使う人使わない人の問題と、市内の方の問題と市外の方の問題ですね。これ大体市外の人は高い料金になってるんですかね。市外の方の利用料は高いと思いますが、そこはやっぱりちょっと差をつけてもおかしくはないのかなというふうには思います。あとは受益者負担で考えながら、行政改革の中で

やっていくとすると、やっぱりある程度上げていかなきゃなんないよねということなんでしょうけども、一市民の立場に立つと、何でこれが上がっていくのっていうことになってるということだと思います。その点はやっぱりそういう市民の方のご意見をしっかり集めながら、説明会等で丁寧に説明をしていただいてこの先に向けてやっていただくというようなお話だったのではないかと思います。

畑中委員：一つだけ、やっぱり人数と利用者数、収益がわからないので、結局いつまでいっても空で戦っている感じがどうしてもするんですよね。これ意味あるのかなって正直思っていまして、実際個別の議論は私意味はあまり今回はないんじゃないかって最初に言いましたが、例えばぱっと見たときに、一番施設数でその維持管理費が上がっているのってスケートセンター系なんですよね。4 施設で 1 億 2,000 万ぐらい上がっていまして、1 施設あたり 3,000 万ぐらい上がっていますよと言ったときに、私達小学生のときは各学校にリンクあってスケートの授業あってみたいな、当然その変遷を見てきているわけですけども、今ホッケーやっている人たちや利用人数に対して必要なその維持管理費なのかということで、やっぱり人数が見えないと何とも言えないよね。だからやっていない人から見ればここ結構かかってない？みたいな議論に当然なりますので、氷の街というかスケートの街なので、その歴史文化を大切にするという意味で負担をし続けるっていう選択でも別にいいんだと思いますが、やはりそれは納得いく説明が必要だよなとは思っていまして、ぜひ市民に説明する際には、この施設はこういう利用人数なんですということと、あとは指定管理者が出してくる利用人数は正しいのかということも併せて一石を投じさせていただきたいなと思っております。以上です。

関根会長：ありがとうございます。はい、よろしいですかね。そういうことで皆さんからいただいたご意見はですね、今の畑中委員のご発言も含めまして、今後の説明を事務局の資料の中にしっかり生かしていただいて、市民の皆様との会話をしっかり深めていただければなというふうに思います。

それではこれで本日議題は終了となりますので、事務局に戻します。

事務局：本日はお忙しい中、大変ご審議いただきまして、本当にありがとうございました。多くのご意見をいろんな方面からいただいたと思います。今後の貴重なご意見として、参考とさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次回の審議会でございますけれども、11 月、あるいは 12 月の開催を予定してございます。また、日程等につきましては、改めてご案内をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。